

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

9月8日提出

目 次

◎補正予算関係

1 介護業務「カイゼン」推進事業（長寿社会課）		3
2 障害児施設入所給付費受給者管理システム整備事業（障害福祉課）		4
3 秋田県健康増進交流センター管理運営費（健康づくり推進課）		5
4 医療施設等経営強化緊急支援事業（医務薬事課）		6

予算額 34,630千円（国 27,704 〇 6,926）

1 事業目的

介護職員の不足が課題とされる中で、介護テクノロジーの活用を促すことにより、業務の改善や効率化、職員の業務負担の軽減等を図る。

2 実施主体 介護サービス事業者**3 事業内容****介護テクノロジー活用支援事業 34,630千円**

- ・補助先 介護サービス事業者
- ・補助率 3／4（うち国4／5、県1／5）
- ・対象経費 見守りセンサー、介護ソフト等の導入に係る費用（機器購入、初期設定、操作説明等）
- ・補助上限額
介護テクノロジー機器等の導入
3,000千円/事業所
介護ソフトの導入
2,500千円/事業所
パッケージ型（介護ソフト＋連携する機器等）の導入
4,000千円/事業所

4 その他

当該予算は、令和6年度2月補正予算（全額繰越明許：240,000千円）と一体的に執行する。

【参考】

本補助事業は、「あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター運営事業」による支援との相乗効果を図ることとしている。

<センターの業務内容>

- （1）秋田県介護業務「カイゼン」推進会議の開催
- （2）事業所の生産性向上に係る相談業務
- （3）専門家による伴走型支援
- （4）介護テクノロジー機器の試用貸出
- （5）生産性向上の手法を伝えるセミナー
- （6）先進的な取組を行うモデル事業所の見学会
- （7）生産性向上に関する情報の収集・提供、事業周知、ネットワーク構築
- （8）介護現場のカスタマーハラスメント相談対応

予算額 4,671千円 (国 2,335 県 2,336)

1 事業目的

公費負担医療制度のオンライン資格確認の開始に伴い、PMH医療費助成システムに障害児施設入所給付費受給者情報を登録するため、システムの改修を行う。

2 実施主体 県

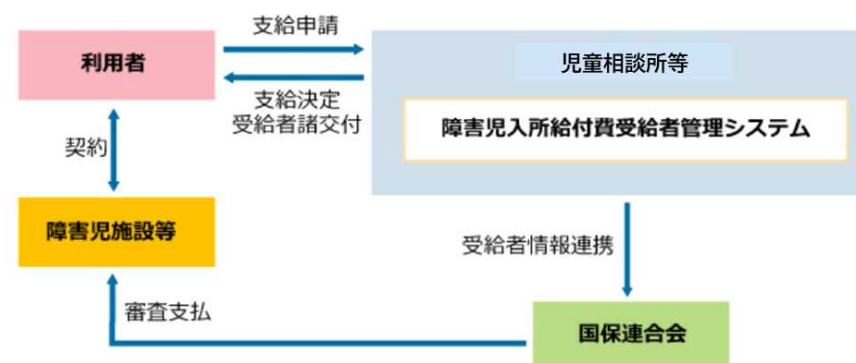
3 事業内容

障害児施設入所給付費受給者管理システム改修事業
4,671千円

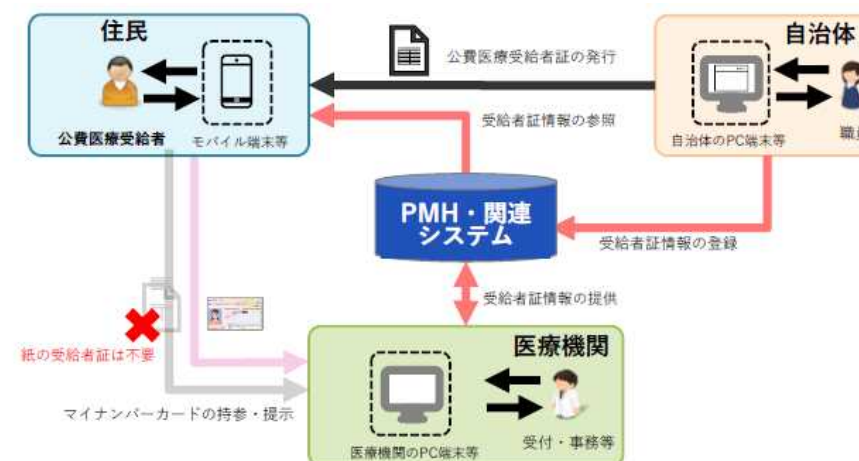
- ・委託料 4,671千円
- ・委託先 株式会社フィデア情報総研
日本電気株式会社
- ・委託内容 システム改修業務
ネットワーク設定変更業務
- ・補助率 国1/2、県1/2

※障害児施設入所給付費受給者管理システムとは
障害児入所支援に係る「受給者証発行」、「支給決定等情報管理」、「国民健康保険団体連合会とのデータ連携」等を行うシステム。

<障害児施設入所給付費受給者管理システムイメージ>



<オンライン資格確認イメージ>



債務負担行為限度額 99,138千円（使 84 諸 120 〇 98,934）

1 対象施設の概要

- （１）施設名
秋田県健康増進交流センター
- （２）設置場所
秋田市河辺三内字丸舞１番地の１
- （３）設置年
平成９年
- （４）設置目的
健康づくりに関する知識の普及及び意識の高揚を図り、もって県民の健康の保持及び増進に資する。
- （５）規模等
ＲＣ造他 メイン棟、アクア棟、宿泊棟他
延床面積計 5,448.56㎡

2 指定管理者が行う業務

- （１）使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- （２）施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３）健康増進事業の推進に関する業務 等

3 債務負担行為限度額

- （１）期 間
Ｒ８年度 １年間
- （２）限度額
99,138千円（使 84 諸 120 〇 98,934）

4 期間を１年間とする理由

施設のあり方検討を進める必要があることから、期間を１年間とする。

（参考）

○ 過去５年間の指定管理料（当初予算計上額）

Ｒ３年度	77,760千円
Ｒ４年度	76,679千円
Ｒ５年度	75,655千円
Ｒ６年度	73,336千円
Ｒ７年度	71,844千円
合 計	375,274千円

○ 現在の指定管理者

河辺地域振興株式会社

予算額 476,064千円（国 476,064）

1 事業目的

患者数の減少や物価高騰による経営状況の急変に対応するため、病床数の適正化を進める医療機関に緊急的な支援を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

病床数適正化支援事業 476,064千円

病床数の適正化を進める医療機関に対し、給付金を支給する。

(1) 支給対象

令和5年度から2期連続経常赤字の医療機関

※令和7年度6月補正予算により、限度額まで支援をした医療機関を除く。

(2) 対象医療機関数

10医療機関

(3) 対象病床数

141病床

(4) 支給額

令和6年12月17日～令和7年9月30日における削減病床数（許可病床数）×4,104千円

※削減病床数は50床を上限とする。

※支給対象の病床が病床機能再編支援事業による給付金の支給を受ける場合は、差額のみ支給する。

(5) 限度額

経常赤字額の平均の1／2

【参考】令和7年度6月補正予算の内容

病床数適正化支援事業 603,288千円

(1) 支給対象

令和5年度から2期連続経常赤字の医療機関
※公立病院等を除く。

(2) 対象医療機関数

15医療機関

(3) 対象病床数

173病床

(4) 支給額

令和6年12月17日～令和7年9月30日における削減病床数（許可病床数）×4,104千円

※削減病床数は50床を上限とする。

※支給対象の病床が病床機能再編支援事業（財源：地域医療介護総合確保基金）による給付金の支給を受ける場合は、差額のみ支給する。

(5) 限度額

経常赤字額の平均の1／2